

知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の方針について（案）

2006年1月31日
知的財産戦略専門調査会

1. はじめに

総合科学技術会議では、2002年1月に知的財産戦略専門調査会を設置して以来、毎年、特許等の知的財産の機関帰属原則と管理体制の整備、技術移転機関の活用促進など、科学技術政策の観点から「知的財産戦略について」をとりまとめて意見具申を行ってきた。また、その結果は、知的財産戦略本部において策定される各年の「知的財産推進計画」にも反映されてきた。

昨年12月27日に決定された第3期科学技術基本計画のための科学技術基本政策においても、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進等が盛り込まれており、今後も、知的財産戦略専門調査会において、これら施策の推進に取り組んでいく予定である。

今年度は、知的財産戦略本部において、知的財産基本法に基づく施行状況の検討等が行われる予定であるが、知的財産戦略専門調査会においても、こうした政府全体での検討に資するとともに、今後の知的財産戦略をより円滑かつ効果的に推進するため、これまでの取組みについて検討を行うこととする。

（参考）知的財産基本法（附則第二条）：

「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

2. 主な施策の取組みの状況（参考資料参照）

（1）機関帰属原則をはじめとする学内ルールの整備

国公立大学等のうち約4割の187校で機関帰属原則を採用
知的財産ポリシー、利益相反等のルール整備

（2）大学における知的財産本部の整備

43の大学において「大学知的財産本部整備事業」を実施

（3）大学における営業秘密の管理

「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」の策定

- (4) 大学発特許出願及び実施料の増加
大学等の国内特許出願は 6.1 倍、実施料収入は 6.7 倍(99 年から 4 年間)
- (5) 技術移転機関の整備
39 機関の承認 TL0 と 6 機関の認定 TL0
- (6) 大学知財本部及び T L O の連携・協力の促進
大学知財管理・技術移転協議会の設立
- (7) 日本版バイ・ドール制度
国の委託研究開発の日本版バイ・ドール制度採用率 94% (2003 年度)
- (8) 大学発ベンチャー起業の推進
大学発ベンチャーの設立累計 1,112 社 (2004 年度末時点)
- (9) 特許情報へのアクセス機能の強化
特許情報と科学技術文献情報の統合検索システムの整備
- (10) 特許出願・維持費用の確保
「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の改正
- (11) 研究開発の国際標準化の推進
「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005 年 6 月公表)
- (12) 先端技術分野における知的財産法制の整備
医療関連の特許審査基準の改訂 (2003 年 8 月、2005 年 4 月)
- (13) 知的財産人材の育成・確保
知的財産専門職大学院 (東京理科大学、大阪工業大学、2005 年 4 月開設)
約 2,300 人の M O T 人材コースの設置 (2005 年 1 月)
- (14) 地域における知的財産戦略の推進
地方公共団体による知的財産戦略の策定 (14 都道府県)

3 . 取組みを進めるに当たっての基本的な考え方

今回の知的財産基本法に基づく 3 年間 (第 1 期 : 2003 年 3 月 ~ 2006 年 2 月) の施行状況の検討結果を踏まえ、本年 4 月以降の 3 年間 (第 2 期 : 2006 年 3 月 ~ 2009 年 3 月) は、第 1 期において実施された様々な改革の成果を踏まえ、さらなる知的財産の活用を展開し、知的財産立国の実効を挙げる期間と位置づけられる。

また、この本年 4 月からの期間は、本年 3 月に策定される第 3 期科学技術基本計画に基づいて、知的財産の創造、保護、活用に関する施策を具体

的に推進していく期間でもある。

このため、総合科学技術会議では、研究開発の成果をイノベーションを通じて、社会・国民に還元するために、知的財産戦略専門調査会において、知的財産戦略に関する重点課題について審議を進め、知的財産戦略本部との密接な連携の下で、政府全体として知的財産戦略を進めていく。

4 . 今後の主要課題

(1) 知的財産を活用した産学連携の推進

産学官連携活動が十分な成果を挙げていくため、大学知的財産本部や TLO の活動を一層活性化し、効果的なものとしていく。また、技術移転に関する知見・ノウハウを最大限活用する観点から、大学知的財産本部と TLO との連携を一層強化する。

< 今後の主要課題 >

大学からの特許出願は増加してきたが、今後は、権利取得だけでなく、それを産業に活用することに重点を置いた取り組みを進めるべきではないか。

大学知的財産本部と TLO との関係には多様な形態があるが、両者の連携を一層効果的とするため、適切な評価・分析等を進め、今後の連携のあり方を検討すべきではないか。

産学官連携や技術移転の成否は、知的財産人材に負うところが大きく、今後もその育成と確保に努めるべきではないか。

知的財産ポリシー等のルール整備はかなり進んだが、今後も必要な整備を促すとともに、研究者の知的財産に関する認識向上や、知的財産部門の強化に努めるべきではないか。

共同研究や委託研究を円滑に推進するため、不実施補償などの問題について、産学間での認識共有をさらに進め、柔軟かつ迅速な契約実務につなげるべきではないか。

(2) 優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進

優れた研究開発成果は、国内外での効果的な権利取得につなげることが重要であり、国際競争力の源泉となる基本特許取得のため、戦略的な取り組みを進める。企業には量から質への特許戦略の転換を促すとともに、大学等においても国内外での適切な権利取得の支援や特許情報の活用等を進める。

< 今後の主要課題 >

大学や TL0 では、事業化やライセンスに結びつく発明を優先して特許出願する傾向が強く、将来的に基本特許となりうるような発明に対する対応が不十分ではないか。

大学等における研究においては、特許情報が十分に活用されておらず、研究の効率化や紛争の予防のために、より効率的で安価なアクセス環境の整備を進めるべきではないか。

大学等の研究において他者の特許を円滑に使用するためのルールを整備し、それを普及させることにより、大学等における自由な研究環境を確保すべきではないか。

企業は、国際的な出願の割合が低く、国内出願偏重の是正が必要ではないか。また、こうした国内出願の中には、特許性を満たさないものが依然として多く、基本特許取得への取り組み強化が必要ではないか。

(3) 知的財産による地域の振興

大学等は、地域の核として、地域の振興につながる新たな知的財産を生み出すことが期待される。大学等と地域企業、地方公共団体、地域の研究機関との連携等により、地域のニーズにマッチした知的財産の創造や活用を推進する。

< 今後の主要課題 >

地域の振興のために、大学と地方公共団体の連携を一層強化すべきではないか。また、これまでの取り組みの中で、先進的な事例や課題を分析し、連携強化の具体的方策を検討していくべきではないか。

地域での知的財産の創造や活用のためには、知的財産の専門知識を持つ人材の関与が不可欠であり、弁理士や知的財産に関するアドバイザーなどの育成、確保が必要ではないか。

(4) 知財人材の確保・育成

科学技術の成果を知的財産として戦略的に取得・活用できる人材や、技術と経営の双方を理解し、研究開発を効果的に市場価値に結実させる人材など、我が国のイノベーション創出を支える人材が質・量ともに求められており、知的財産、技術経営教育等に係る各大学の自主的な取組を促進する。

<今後の主要課題>

知的財産関連人材を質量ともにさらに充実させるため、体系的な知的財産人材育成総合戦略を早期に策定し、その推進を図るべきではないか。

知的財産を活用して国際的な事業展開を進めるためには、海外での侵害訴訟や契約に精通し、特許による収益を回収できる能力のある専門人材の育成が急務ではないか。